

平成20年9月16日

お知らせ

担当課	技術管理課
担当者	埴和、國本
内線	3610,3621
直通	226-7460

単品スライド条項の運用の拡充について

最近の資材の高騰を踏まえ、6月17日から鋼材類及び燃料油の2品目を対象に工事請負契約書第25条第5項(単品スライド条項)を運用しているところですが、9月10日付けで国土交通省から、他の建設資材価格の状況も踏まえ、単品スライド条項の運用を拡充するとの通知があり、本県も同様に次のとおり運用の拡充をしますのでお知らせします。

記

1 単品スライド運用拡充の内容

鋼材類と燃料油の2品目の他に、発注者・受注者の個別協議に基づき、原油価格の高騰などその価格上昇要因が明確な資材について、その資材ごとに工事の請負代金額に大きな影響(請負金額の1%以上)を及ぼす場合、単品スライド適用対象資材とすることができる。

2 運用拡充の開始時期

平成20年9月16日から運用を開始する。